

枚方市人事行政の運営等の状況の公表

平成19年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況を市民の皆さんにお知らせすることによって、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市では、平成13年12月に策定した第2次行政改革推進実施計画を引き継ぐとともに、いっそう踏み込んだ構造改革の具体化を図るため、平成18年3月に構造改革アクションプランを策定し、平成25年4月までに普通会計で700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定し、職員数適正化に取り組んでいます。

同時に、人件費の削減を重要課題として掲げ、給与月額の減額措置や職務職責に応じた給与制度の推進など人件費の削減に取り組んでいます。

各機関における取り組み

教育委員会では、学校校務員の一人配置や学校給食調理場運営への民間委託導入などを実施し、職員数の適正化に取り組んできました。今後も効率的な業務の執行体制を確保するため、適正な人事管理に取り組んでいきます。

水道局では、今日まで機構改革等による人員の削減や事業の経営状況を踏まえて、効率的な職員配置に取り組んできました。今後も平成19年に策定した枚方市水道ビジョン並びに水道事業中期経営計画に基づき、業務の見直しや民間活力の導入などを進め、職員数の適正化に取り組んでいきます。

市民病院は厳しい財政状況にある中で、平成19年度から平成23年度の5ヶ年を期間とした経営計画(病院財政再建緊急対応策の後継計画)を策定し、健全な財政運営に努めています。計画初年度である平成19年度は、外来収益の増加や給与費の減少、臨時的な土地売却収入などにより2億8,800万円の純利益を計上することができました。

市全体として、厳しい財政状況の下で、健全な財政運営を行っていくためには、経常的経費に占める割合の高い人件費の削減は市の重要課題となっており、人件費の抑制を図るために構造改革アクションプランの中期計画目標(平成16年4月～20年4月)では、正職員を380人以上削減することを目標として取り組んできた結果、当初の目標を上回る430人を削減しました。人件費についても、支出のピークであった平成10年度の約310億円から平成19年度には260億円まで削減しました。

今後も、市民サービスを低下させることなく職員数の適正化と人件費の削減に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式(総務事務次官通知 平成17年8月29日 総行給第103号)を基本として公表しています。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

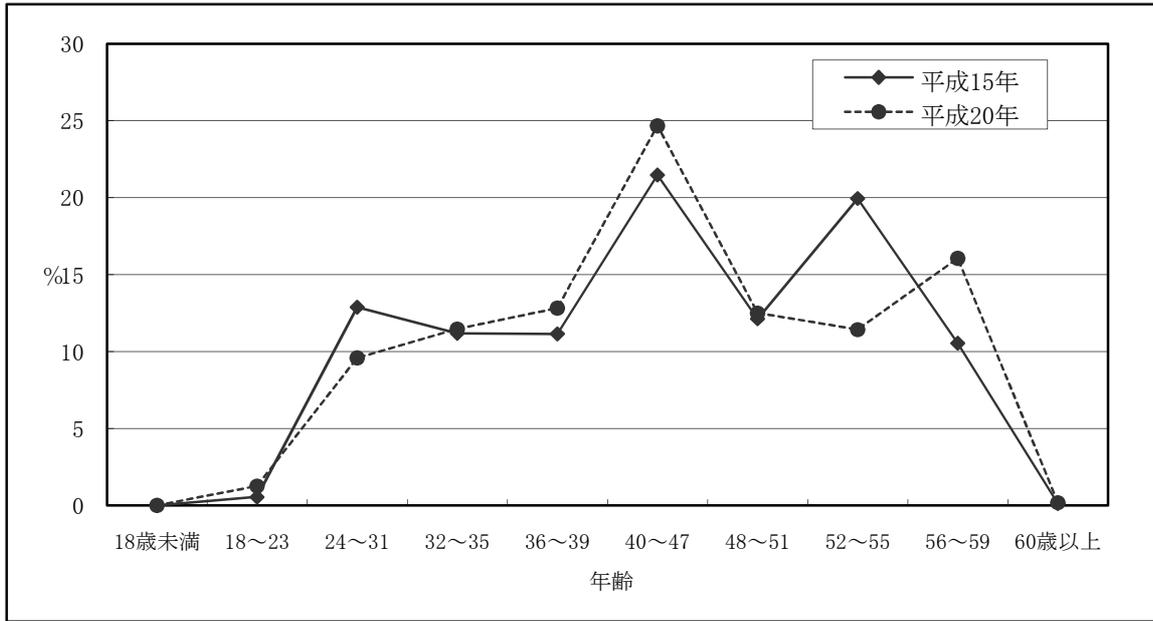
(単位:人)

部門	区分	職員数		平成20年(対前年)			平成19~20年の主な増減理由	
		平成19年	平成20年	増員	減員	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	17	18	1		1	議会運営業務の体制強化(増)
		総務	389	361	19	47	△ 28	機構改革による組織の新設・再編(増)、機構改革による組織の廃止・再編、再任用職員の配置(減)
		税務	133	125		8	△ 8	人員体制の見直し、再任用職員の配置(減)
		民生	513	497	12	28	△ 16	機構改革による組織の新設・再編、医療・福祉業務の体制強化(増)、業務の移管、福祉施設業務の見直し(減)
		衛生	481	454	8	35	△ 27	機構改革による組織の新設・再編(増)、機構改革による組織の廃止・再編、葬儀業務の民間委託、再任用職員の配置(減)
		労働	8	7	0	1	△ 1	再任用職員の配置(減)
		農林水産	18	16	0	2	△ 2	再任用職員の配置(減)
		商工	13	10	0	3	△ 3	産業・文化観光事務の見直し(減)
		土木	309	331	41	19	22	機構改革による組織の新設・再編(増)、機構改革による組織の廃止・再編、開発関係業務の見直し、再任用職員の配置(減)
		計	1,881	1,819	81	143	△ 62	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.8人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 45.7人)
	教育部門	418	365	39	92	△ 53	機構改革による組織の新設・再編(増)、機構改革による組織の廃止・再編、事務の移管、再任用職員の配置、調理業務の一部民間委託(減)	
小計	2,299	2,184	120	235	△ 115	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.8人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.5人)		
公営企業等会計部門	病院	315	302	10	23	△ 13	機構改革による組織の新設・再編(増)、事務の移管、看護師の退職不補充(減)	
	水道	137	133	3	7	△ 4	給水管理業務の体制強化(増)、水道関係業務の見直し(減)	
	下水道	80	78	5	7	△ 2	大阪府の下水事務所への併任出向(増)、下水建設業務の見直し(減)	
	その他	76	86	16	6	10	機構改革による組織の新設・再編、高齢者関係業務の体制強化(増)、医療助成業務の部門変更(減)	
	小計	608	599	34	43	△ 9		
定員管理調査合計		2,907	2,783	154	278	△ 124	<参考> 人口1万人当たり職員数68.6人	
[]内は 条例定数の合計		[3,785]	[3,785]	-	-	-		
その他市職員		15	4	-		△ 11	[注1] 定員管理調査合計には、教育長1人を含みます。 [注2] その他市職員とは、大阪府等との人事交流職員などです。 [注3] 市職員数は、一般職に属する職員の数(教育長、臨時職員、非常勤職員などを除く)の合計です。	
市職員数		2,921	2,786	-		△ 135		

※定員管理調査とは総務省で毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成15年と平成20年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区分	18歳未満	18歳~23歳	24歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
平成15年	-	18	422	366	365	703	397	653	345	4	3,273
平成20年	-	35	267	319	357	687	348	318	447	5	2,783

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職種別職員数(平成20年4月1日現在)

(単位:人)

職種名	人数	うち女性数
事務職員		
事務員	912	257
福祉主事	61	10
児童指導員	2	-
図書館司書	46	11
体育指導員	3	1
保育士	223	221
介護職員	4	3
巡回相談員	1	1
家庭児童相談員	2	2
心理相談員	2	2
小計	1,256	508
技術職員		
土木技術者	242	7
建築技術者	51	6
機械技術者	33	-
化学技術者	36	1
電気技術者	35	-
車両整備士	1	-
設備技術者	5	-
運転手	101	-
清掃作業員	194	1
土木作業員	49	-
下水作業員	37	-
防疫作業員	2	-
その他作業員	4	-

(単位:人)

職種名	人数	うち女性数
技		
調理員	108	67
用務員	23	18
校務員	81	35
電話交換手	9	9
警備員	1	-
ボイラー作業員	4	-
市営葬儀従事員	1	-
大工	1	-
水道現業員	43	-
保健師・助産師	43	43
看護師	184	182
准看護師	18	18
放射線技師	11	2
検査技師	14	6
薬剤師	11	4
栄養士	9	9
その他医療技術	17	6
小計	1,368	414
その他		
医師	46	6
教諭	39	39
指導主事	44	10
小計	129	55
合計	2,753	977

[注] 各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、退職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(4) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数	うち女性数	人数	うち女性数	人数	うち女性数
理事	9	-	7	-	5	-
部長	22	4	22	4	22	4
参事	26	-	26	-	19	-
次長	63	-	57	-	53	2
副参事	7	-	5	-	2	-
課長	80	8	85	9	95	11
主幹	31	5	44	6	50	7
課長代理(主幹級)	10	-	6	-	-	-
課長代理	290	39	266	42	245	48
係長	265	64	302	77	338	92
主任(主査級)	229	47	181	41	117	31
監督・班長	106	14	97	13	85	15
主任	582	303	831	355	1,169	450
一般職員	1,155	509	844	413	424	262
その他	119	45	127	53	129	55
計	2,994	1,038	2,900	1,013	2,753	977

〔注1〕各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

〔注2〕平成20年度の補職名変更により、スタッフマネージャーは主幹、グループリーダーは課長代理、サブリーダーは係長、チーフ(主査級)及びチーフはそれぞれ主任(主査級)及び主任に名称変更しています。

〔注3〕「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(5) 人事発令状況について(機関別・平成19年度)

次表は、平成19年度中におこなった、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:人)

区分	採用	異動	休職	復職	退職	育休
市長部局	49	653	15	14	141	32
市民病院	32	42	2	2	43	16
水道局	1	43	3	4	6	1
市議会事務局	-	11	1	-	1	-
教育委員会	14	168	-	3	41	2
監査委員事務局	-	5	-	-	2	-
選挙管理委員会事務局	-	4	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	2	-	-	-	-
計	96	928	21	23	234	51

〔注1〕育休には部分休業を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含みます)。

〔注2〕退職には死亡者は含んでいません。

〔注3〕大阪府等との人事交流による派遣は除いています。

※発令とは、採用、退職、休職、復職等を行う際に、辞令(その旨を書いて本人に渡す書類)を交付することをいいます。

(6) 職員採用試験実施状況(平成19年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとする定められています。枚方市における、平成19年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職 種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員A	402	365	19
事務員B	22	21	2
保育士	87	83	9
保健師	19	17	3
家庭児童相談員	6	6	1
土木技術者	71	64	4
建築技術者	32	30	2
化学技術者	12	10	1
電気技術者	11	11	2
機械技術者	3	3	1
助産師	1	1	1
専門・認定看護師	-	-	-
歯科衛生士	3	3	1
看護師	30	28	26
病院医事業務職員	1	1	-
幼稚園教諭	48	46	5
計	748	689	77

〔注1〕各任命権者分を含みます。

〔注2〕事務員Aは、大学卒・大学卒以外に福祉・考古学の有資格者、実務経験者を対象としています。

〔注3〕事務員Bは、身体障害者手帳に記載されている身体障害者等級表による等級が1級～4級までの人を対象としています。

〔注4〕土木技術者・建築技術者・化学技術者・電気技術者・機械技術者は、大学卒・大学卒以外にそれぞれの技術者の資格を有した民間企業等実務経験者を対象としています。

〔注5〕専門・認定看護師は、日本看護協会の専門・認定看護師で、1年以上の専門領域での管理監督者としての実務経験者を対象としています。

〔注6〕病院医事業務職員は、100床以上の医療機関の職員として15年以上医事業務に従事し、かつ、その内5年以上管理監督者としての実務経験者を対象としています。

(7) 定員管理の数値目標及び進捗状況

- ① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標
(単位:人、%)

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
3,097	2,614	483	15.6

- (参考) 枚方市構造改革アクションプランにおける定員管理の数値目標
(単位:人)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成25年4月1日	770削減

- ② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)
(単位:人、%)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	(参考)数値目標
					平成22年度
正職員数	3,097	2,994	2,900	2,753	2,614
対17年度削減数	-	103	197	344	483
削減進捗率	-	21.3	40.8	71.2	100.0

- (参考) 枚方市構造改革アクションプランにおける定員管理の数値目標の
年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)
(単位:人、%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	(参考)数値目標
						平成25年度
正職員数	3,183	3,097	2,994	2,900	2,753	2,413
対16年度削減数	-	86	189	283	430	770
削減進捗率	-	11.2	24.5	36.8	55.8	100

II 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)18年度 の人件費率
19年度	405,865人	1,108億8,812万円	8億6,757万円	262億9,307万円	23.7%	22.7%

〔注1〕 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

〔注2〕 普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	2,267人	94億1,335万円	25億1,097万円	42億7,798万円	162億230万円	715万円	702万円

【参考】平成20年度予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	2,199人	92億9,138万円	22億4,600万円	41億2,988万円	156億6,726万円	712万円

〔注1〕 職員数は、地方公務員給与実態調査における平成19年4月1日現在の普通会計関係に属する職員数をベースに、市長、市議会議員などの特別職、再任用職員、任期付職員等を含んでいません。

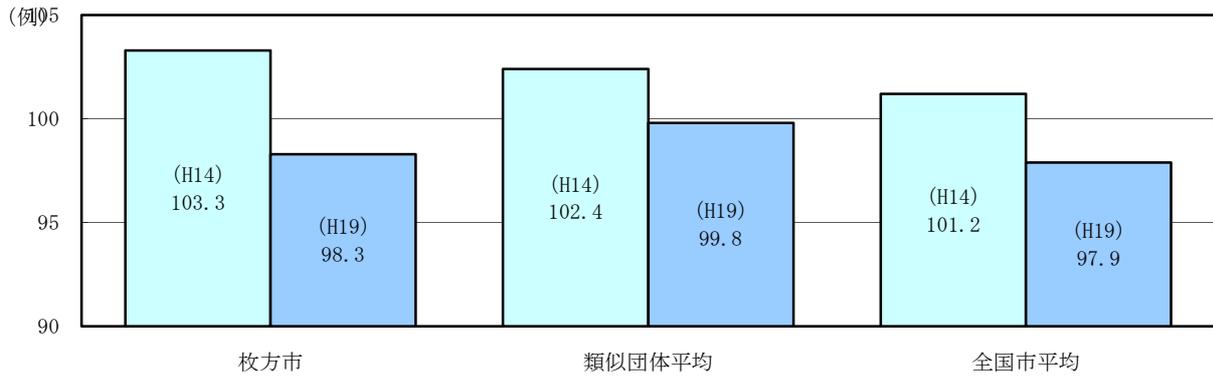
〔注2〕 給与費は、地方財政状況調査における一般職の数値から、教育長、再任用職員、任期付職員等に対する給与費を除いたものです。

〔注3〕 職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) 特記事項

- ・ 人件費については、支出のピークであった平成10年度の約310億円から平成19年度には約260億円まで削減しました。
- ・ 一般職の全職員(再任用職員及び任期付職員を含む。)及び市長等の特別職の職員について、給料月額の設定率削減措置を行っています。
- ・ 昇任試験(選考)制度の拡大にあわせ、平成18年4月1日に、給料表を従来の6級制から職務・職責に応じた8級制に変更するとともに、国に準じた勤務成績に基づく昇給制度の導入や勤勉手当への勤務実績反映などにより、メリハリのある給与体系の構築を図りました。また、初任給についても引き下げを行いました。

(4) ラスパイレス指数の状況(平成19年4月1日現在)



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成19年4月1日現在)

98.3

- [注1] ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。
- [注2] 類似団体とは、人口規模・産業構造が本市と類似している団体39市(総務省提供「都道府県別類似団体名一覧表」による。以下の給与関係の公表において同じ。)のことで。
- [注3] 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
枚方市	45.2 歳	360,391 円	468,305 円	445,206 円
大阪府	44.3 歳	349,153 円	457,708 円	409,250 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.9 歳	353,917 円	455,293 円	410,211 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース 試算値(B)
枚方市	45.7 歳	547 人	342,692 円	419,166 円	402,433 円	6,913,038 円
うち清掃職員	43.7 歳	228 人	329,322 円	424,409 円	392,163 円	6,886,866 円
うち学校給食員	49.8 歳	95 人	370,269 円	427,822 円	426,133 円	7,162,381 円
うち用務員	47.8 歳	22 人	353,283 円	416,192 円	408,316 円	6,955,212 円
うち自動車運転手	44.1 歳	9 人	329,056 円	422,360 円	395,587 円	6,892,370 円
大阪府	47.3 歳	1,253 人	323,242 円	407,690 円	377,457 円	6,568,180 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—
類似団体	46.0 歳	286 人	328,327 円	392,188 円	367,795 円	—

民 間 ※1				参 考		民 間 ※2		参 考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース 試算値(D)	A/C	B/D	平均年齢	平均給与月額 (E)	A/E
廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	4,192,600 円	1.42	1.64	—	—	—
調理師	42.5 歳	260,500 円	3,419,800 円	1.64	2.09	—	—	—
用務員	53.9 歳	227,200 円	3,284,300 円	1.83	2.12	50.9 歳	346,949 円	1.20
自家用乗用自動車運転者	54.6 歳	349,300 円	5,059,200 円	1.21	1.36	56.6 歳	447,836 円	0.94

[注1] 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

[注2] 「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(平成16～18年の3年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

[注3] 「民間 ※2」は、平成19年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている平成19年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています(平成19年4月分)。

[注4] 年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		枚方市	大阪府	国	
一般行政職	大 学 卒	178,286 円	176,800 円	I	183,800 円
				II	170,200 円
	高 校 卒	149,186 円	142,800 円		138,400 円
技能労務職	中・高卒	149,186 円	136,400 円		—

〔注〕 技能労務職については、採用時の年齢に応じて初任給を定めています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	243,998 円	299,637 円	348,755 円
	高 校 卒	215,796 円	265,711 円	311,067 円
技能労務職	高 校 卒	229,320 円	261,149 円	306,625 円
	中 学 卒	—	— 円	285,572 円

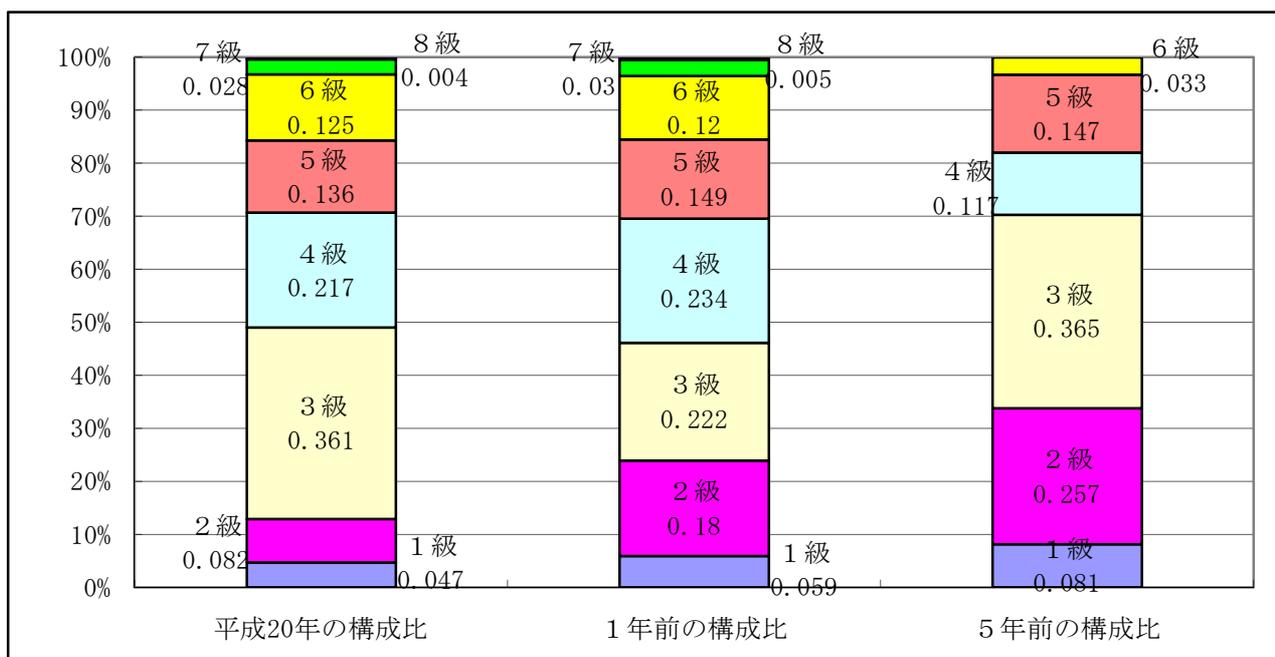
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	一般職員	63 人	4.7 %
2 級	一般職員	110 人	8.2 %
3 級	監督・主任	485 人	36.1 %
4 級	係長	292 人	21.7 %
5 級	課長代理	183 人	13.6 %
6 級	次長・課長・主幹	168 人	12.5 %
7 級	部長・参事	37 人	2.8 %
8 級	理事	5 人	0.4 %

〔注1〕 枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



〔注〕 給与構造の見直し(平成18年4月1日実施)により、6級制から8級制に移行しました。(3級を3・4級に、6級を7・8級にそれぞれ分割し、4級を5級に、5級を6級に変更しました。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、平成10年度に「勤務評価制度」と業績を評価する「目標管理制度」を導入しましたが、個々の制度を充実する形で平成18年度に「総合評価制度」として整理しました。この「総合評価制度」は、職員の職務遂行能力、取り組み姿勢及び成果・実績を的確に把握、適正に評価し、結果を異動・昇任・給与などに活用することで、職員のやる気を高め、意識改革を図るとともに、都市経営を支える職員を育む、庁内活性化・人材育成といった人事諸制度の基盤と位置づけて実施しています。

「総合評価制度」の実効性を確保するため課長代理級以上の行政職員を対象に、勤勉手当の成績率への反映を拡大するとともに昇給への反映を実施しました。さらに平成19年度からは、総合的・体系的に人材育成を図る観点から、係長級以下の職員についても試行(勤勉手当・昇給への反映はなし)導入しています。

現在、地方公務員法改正の動きを注視しながら、一般職の本格導入に向けた制度の再構築に取り組んでいます。

4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

枚方市			大阪府			国		
1人当たり平均支給額(19年度)			1人当たり平均支給額(18年度)			—		
1,941 千円			1,896 千円					
(19年度支給割合)			(18年度支給割合)			(18年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期	1.4 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分	6月期	1.4 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分	6月期	1.4 月分 (0.75) 月分	0.7 月分 (0.35) 月分
12月期	1.6 月分 (0.85) 月分	0.775 月分 (0.4) 月分	12月期	1.6 月分 (0.85) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分	12月期	1.6 月分 (0.85) 月分	0.75 月分 (0.4) 月分
計	3.0 月分 (1.6) 月分	1.5 月分 (0.75) 月分	計	3.0 月分 (1.6) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分	計	3.0 月分 (1.6) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
			期末特別手当(指定職) 期末手当			期末特別手当(指定職) 期末手当		
			6月期 1.6 月分			6月期 1.6 月分		
			12月期 1.75 月分			12月期 1.75 月分		
			計 3.35 月分			計 3.35 月分		

〔注1〕 期末・勤勉手当とは、ボーナスにあたるもので、支給基礎は、給料、扶養手当、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・府については、支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

※ 3-(2)「昇給への勤務実績の反映状況」の項に記載のとおり

(2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

枚方市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%	
(退職時特別昇給	なし)				
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の実績分を加算	
19年度1人当たり平均支給額	5,591 千円	25,654 千円			

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		1,180,169 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		480,916 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,347 人	10 %

〔注〕地域手当とは、平成18年4月から従来の調整手当に替わり支給されることとなったもので、本市の場合支給率に変更はありませんでした。

(4) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		6,711 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		37,492 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		5.2 %	
手当の種類(手当数)		9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	1件当たり①160円、②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など	
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業 死体の清拭並びに鼻腔、口腔及び肛門に綿を詰める等作業など	1件当たり 1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	法令に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	日額300円
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	日額300円
		下水処理施設におけるスクリーン清掃作業	
診療用放射線装置取扱手当	課長代理以下	診療用放射線の照射業務中に当該装置を操作作業	日額230円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	1回当たり410～ 1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業	
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出勤し行なう作業など	
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合 例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など	月額2,000円

〔注1〕特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

〔注2〕職員全体に占める手当支給職員の割合は平成19年4月分に基づく数値です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	557,284 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	227 千円
支給実績(18年度決算)	379,235 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	150 千円

〔注〕基礎となる職員数は、平成19年4月1日現在の職員数であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	329,800 千円	228,235 円
住居手当	持家世帯主 3,800円 借家世帯主 家賃額に応じて 3,800円～27,000円 その他の者 0円 自ら居住する住宅取得等のため借入金を200万円以上有する者 1,500円加算(5年間)	異なる	持家世帯主 新築又は購入後5年まで 2,500円 借家世帯主 家賃額に応じて0円～27,000円 その他の者 0円	143,302 千円	85,655 円
通勤手当	【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道0.5km以上2km未満 700円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道0.5km以上2km未満 1,240円 (以降2kmごとに740円加算) 自動車:片道0.5km以上2km未満 1,850円 (以降2kmごとに1,850円(20km以上は2kmごとに1,580円)加算)	異なる	【交通機関利用者】 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じてのみ算出し支給 月額24,500円支給限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 (以降5kmごとに2,400円(45km以上は5kmごとに900円)加算)	249,385 千円	107,216 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ～139,300円	330,150 千円	647,353 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	12,344 千円	301,073 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含まず)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	1,047,600 円 (1,080,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,231,000 円 / 832,500 円
	副 市 長	911,800 円 (940,000 円)	1,016,000 円 / 747,800 円
	収 入 役	814,800 円 (840,000 円)	832,000 円 / 672,000 円
	報 酬	議 長	766,000 円
	副 議 長	727,000 円	769,000 円 / 468,000 円
	議 員	669,000 円	680,000 円 / 435,300 円
期 末 手 当	市 副 市 長	(平成20年度支給割合) 4.45 月分	
	議 副 議 長 員	(平成20年度支給割合) 4.45 月分	
退 職 手 当	市 副 市 長 収 入 役	(算定方式) 給料月額(減額前)×在職月数×50/100 給料月額(減額前)×在職月数×30/100 給料月額(減額前)×在職月数×20/100	(1期の手当額) (支給時期) 25,920,000円 13,536,000円 任期ごとに支給 8,064,000円
	備 考		

[注1] 給与額等の()内数字は、減額前の金額です。

[注2] 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

[注3] 収入役については、地方自治法の一部改正により、平成19年5月22日に廃止されました。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	72億9,690万円	8億3,177万円	12億9,813万円	17.8%	18.9%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	136人	5億9,451万円	1億4,004万円	2億7,095万円	10億0,550万円	739万円	702万円

[注1] 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費で、水道事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

[注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市水道局	46.7 歳	415,782 円	613,267 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市水道局		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(19年度)		1人当たり平均支給額(19年度)	
1,985 千円		1,941 千円	
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.5 月分	3.0 月分	1.5 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 3~20%		・役職加算 3~20%	

[注] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

枚方市水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算	
1人当たり平均支給額	- 千円	27,398 千円	1人当たり平均支給額	5,591 千円	25,654 千円

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		64,537 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		464,295 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	136 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		198 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		49,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う場合	月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	日額220~650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業	
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部) 災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業	
課長代理以下	風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行なう作業など		

〔注〕 平成17年7月1日に7種類あった手当のうち、5種類を廃止しました。また、存続する手当についても、2種類について支給対象業務の限定や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	13,525 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	123 千円
支給実績(18年度決算)	12,376 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	144 千円

〔注〕 基礎となる職員数は、平成19年4月1日現在の職員数であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		24,595 千円	179,524 円
住居手当	持家世帯主 3,800円 借家世帯主 家賃額に応じて 3,800円～27,000円 その他の者 0円 自ら居住する住宅取得等のため借入金を200万円以上有する者 1,500円加算(5年間)	同じ		10,169 千円	74,769 円
通勤手当	【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道0.5km以上2km未満 700円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道0.5km以上2km未満 1,240円 (以降2kmごとに740円加算) 自動車:片道0.5km以上2km未満 1,850円 (以降2kmごとに1,850円(20km以上は2kmごとに1,580円)加算)	同じ		11,633 千円	83,689 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ		16,460 千円	633,058 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ		(時間外勤務手当に含みます)	

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
149人	131人	18人	12.1%

(参考)平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	正職員を18人削減

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	62億4,011万円	2億8,822万円	29億8,596万円	47.9%	51.7%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	320人	12億601万円	6億977万円	5億3,635万円	23億5,213万円	735万円	698万円

〔注1〕 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費で、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕 職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市民病院	40.9 歳	367,506 円	631,711 円
うち 医師	41.5 歳	487,092 円	1,186,505 円
うち 看護師	39.0 歳	323,744 円	500,665 円
うち 事務局員	41.8 歳	386,343 円	599,481 円
団 体 平 均	—	—	—
うち 医師	43.0 歳	564,908 円	1,294,193 円
うち 看護師	37.0 歳	293,387 円	473,921 円
うち 事務局員	44.2 歳	356,684 円	552,044 円

〔注1〕 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市民病院		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(19年度)		1人当たり平均支給額(19年度)	
1,712 千円		1,941 千円	
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.5 月分	3.0 月分	1.5 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 3～20%		・役職加算 3～20%	

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

枚方市民病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算	
1人当たり平均支給額	851 千円	21,806 千円	1人当たり平均支給額	5,591 千円	25,654 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		128,455 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		415,712 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	309 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		233,983 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		1,030,763 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		68.2 %	
手当の種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査	日額:医師380円、 看護師290円、 技師90円
診療手当	医師	診療業務	診療局各科の当該月の収入額等に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	1回当たり2,000～6,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	日額220～650円
業務管理手当	主任技術者	業務管理	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	74,129 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	241 千円
支給実績(18年度決算)	71,640 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	216 千円

〔注〕基礎となる職員数は、平成19年4月1日現在の職員数であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1 人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子 5,000円加算	同じ		24,353 千円	207,406 円
住居手当	持家世帯主 3,800円 借家世帯主 家賃額に応じて 3,800円～27,000円 その他の者 0円 自ら居住する住宅取得等のため 借入金を200万円以上有する者 1,500円加算(5年間)	同じ		24,542 千円	163,977 円
通勤手当	【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算 出し支給 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出 し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道0.5km以上2km未満 700円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道0.5km以上2km未満 1,240円 (以降2kmごとに740円加算) 自動車:片道0.5km以上2km未満 1,850円 (以降2kmごとに1,850円(20km以 上は2kmごとに1,580円)加算)	同じ		27,207 千円	96,822 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ		44,387 千円	659,212 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に 応じて支給 支給割合:135/100	同じ		(時間外勤務手当に含まず)	

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
331人	322人	9人	2.7%

(参考)平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	正職員を9人削減

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(平成20年4月1日現在)

勤務時間など	本庁などの場合 月～金曜日(休日除く) 勤務時間:午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分
--------	--

〔注1〕 休憩時間については、平成18年10月1日に廃止しました。

〔注2〕 職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。このほか、時差出勤や3交替などの勤務形態があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別・平成19年度)

区 分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延 職員数 (人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市 長 部 局	22,591.8	11.7	20,372.5	10.6	3,813.2	2.0	23,127
市 民 病 院	1,855.1	5.6	3,162.1	9.5	267.0	0.8	3,978
水 道 局	1,644.0	12.1	1,345.0	9.9	480.8	3.5	1,626
市 議 会 事 務 局	78.8	4.6	142.5	8.4	60.0	3.5	204
監 査 委 員 事 務 局	42.4	5.3	65.5	8.2	-	-	96
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	60.3	7.5	38.0	4.8	-	-	96
農 業 委 員 会 事 務 局	64.3	9.2	61.3	8.8	-	-	84
教 育 委 員 会	4,765.9	12.8	3,770.7	10.2	645.8	1.7	4,454
計/平均	31,102.6	11.1	28,957.6	10.3	5,266.8	1.9	33,665

〔注1〕 休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕 上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(平成20年4月1日現在)

種 類	付 与 期 間
ド ナ ー 休 暇	必要と認められる日又は時間
ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	1年度に5日以内
結 婚 休 暇	9日
妊 娠 休 暇	1日に1時間以内
出 産 休 暇	産前産後それぞれ8週間
育 児 休 暇	1日に1時間以内
看 護 休 暇	1年度に7日以内
親 族 死 亡 休 暇	続柄に応じ付与 (例)配偶者、実父母及び実子・・・10日など
夏 季 休 暇	7日以内
長 期 在 職 休 暇	在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、在職30年・・・5日

〔注〕 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 時間外勤務の状況(機関別・平成19年度)

(単位:時間・人)

区 分	時間外 勤務時間数	延職員数	1人あたり 月時間数
市 長 部 局	115,047.00	19,482	5.91
市 民 病 院	26,170.00	3,563	7.34
水 道 局	4,493.00	1,380	3.26
市 議 会 事 務 局	1,097.00	132	8.31
監 査 委 員 事 務 局	99.00	48	2.06
選挙管理委員会事務局	3,365.00	60	56.08
農 業 委 員 会 事 務 局	140.00	48	2.92
教 育 委 員 会	12,724.00	3,924	3.24
計	163,135.00	28,637	5.70

〔注〕時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

IV 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成19年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
-	-	21	-	21

〔注〕各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分者数(平成19年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を迫及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	計
-	-	1	-	1

〔注〕各任命権者分を含みます。

V 職員の服務の状況

職員の営利企業等従事許可の状況(平成19年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。平成19年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数	事 例
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	4	農業協同組合の支部役員への就任等
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	5	相続した駐車場等の経営
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	36	勤務時間外に、報酬を得て講演会の講師として出席等
計	45	-

〔注〕各任命権者分を含みます。

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修については、職員の意識改革・能力開発を目的に、より実効ある研修実施に取り組んでいます。また、平成17年3月に策定した「人材育成型の人材計画」に基づき、職員の採用から退職までそれぞれのステージに即した職員一人ひとりの能力向上を目指しています。

(1) 研修の実施状況(平成19年度)

① 職場外研修

(単位:日、人)

研修名		対象者	日数	受講者数	
職場研修 担当者研修	職場研修担当者・人権職場研修担当者研修	職場研修担当者 人権職場研修担当者(グループリーダー)	1	86	
	新入職員研修	平成19年4月入職の職員	8	53	
一般職員 研修	新入職員里山体験研修	平成19年4月入職の職員	2	51	
	新入職員現場体験研修	平成19年4月入職の職員	2	53	
	新入職員フォローアップ研修 宿泊研修	平成19年4月入職の職員	2	52	
	新入幼稚園教諭基礎研修	平成19年4月入職の幼稚園教諭	1	4	
	新入職員概要説明会	平成20年度入職予定の職員	2	60	
	2年目研修	平成18年度入職(入職2年目)の職員	1	37	
	中堅職員5年目研修(異業種 体験研修)	平成15年度入職(入職5年目)の職員	21	26	
	中堅職員7年目研修	平成13年度入職(入職7年目)の職員 入職8年目～13年目までの希望する職員	4	39	
	キャリアデザイン研修	平成10年度入職(入職10年目)の職員	1	37	
	25年目研修	昭和58年度入職(入職25年目)でチーフ以下の一般職員	1	34	
	新入職員育成者(チューター)研修	新入職員育成者(チューター)	1	49	
	管理・監督・ 一般職員 研修	新任課長・スタッフマネージャー研修	新任課長・スタッフマネージャー	1	34
		新任課長・スタッフマネージャーメンタルヘルス研修	新任課長・スタッフマネージャー	1	30
リスクマネジメント研修		新任課長・スタッフマネージャー	1	24	
新任グループリーダー研修		新任グループリーダー	8	43	
評価者研修(評価者)		グループリーダー以上の管理職	12	559	
評価者研修(面談)		グループリーダー	10	266	
安全衛生管理者研修		課長・各施設長	1	40	
理事・部長(級)研修		理事・部長(級)	1	35	
次長・課長研修		次長・課長(級)	1	88	
グループリーダー研修		新任グループリーダー及び希望するグループリーダー	2	37	
サブリーダー研修		新任サブリーダー	2	96	
サブリーダー研修(マネジメント以外)		新任サブリーダー	1	95	
チーフ研修		新任チーフ	9	380	
チーフ事前研修		チーフ以上を除く一般職員	10	495	
公務員 基礎 研修	大阪人権博物館体験研修	人権ファミリー研修未受講者他	2	89	
	高野山研修	人権ファミリー研修未受講者	3	3	
	人権文化セミナー	人権ファミリー研修未受講者	1	37	
	人権週間事業	人権ファミリー研修未受講者	2	32	
	拉致問題人権週間事業	人権ファミリー研修未受講者	1	22	
	講座「生きること」	人権ファミリー研修未受講者	3	13	
	人権擁護推進本部研修	人権ファミリー研修未受講者	1	7	
	平和の日記念事業	人権ファミリー研修未受講者	1	9	
	インスタントシニア体験研修	人権政策室・ひらかた人権協会・人材育成課 高齢社会室・保護課の職員	1	12	
	メンタルヘルス研修	課長、希望する職員	2	64	
公務員倫理研修	グループリーダー以上の管理職	1	22		

研修名		対象者	日数	受講者数
能力開発研修	女性職員能力開発研修	入職17・18年目の女性職員	1	18
専門研修	パソコン研修	希望する職員	23	190
	手話研修	希望する職員	10	13
	法律研修	行政法に関心がある職員	3	17
	法律研修	知的財産権に関心がある職員	1	27
	政策研究グループ研修	政策研究に関心がある若手職員	—	9
	政策研究グループ研修基礎講義	政策研究グループ研修生及び希望者	1	29
	専門研修	先進都市視察への参加職員等及び希望者	2	13
	接遇研修	希望する職員	1	35
	その他研修	希望する職員	2	94
派遣研修	長期派遣		—	3
	市町村職員海外研修	(公募による)	—	1
	コアパーソン派遣研修	(公募による)	—	12
	河北研修協議会主催研修	(公募による)	—	80
	先進都市派遣研修	(公募による)	—	19
	公開セミナー等派遣	希望する職員	—	213

〔注〕各任命権者分を含みます。

② 自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ	1グループ 15名
通信研修	修了者数 51名
大学院就学奨励制度	2名

〔注〕各任命権者分を含みます。

③ 職場研修

実施職場数	件数
延べ 83課	178件

〔注〕各任命権者分を含みます。

(2) 評定の状況(総合評価制度(勤務評価制度及び目標管理制度))

※11ページのⅡ-3-(2)「昇給への勤務成績の反映状況」の項に記載のとおり

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で行っていますが、現在事業主である市の負担金や事業内容の見直しに取り組んでいます。

大阪府市町村職員互助会では、外部の専門家による委員会を設置し、廃止を含めた事業の見直しが進められ、平成18年度より実施しています。

また、枚方市職員共済会では、平成17年度より事業主負担金を廃止。事業内容についても見直しを行いました。

市費負担教職員(指導主事)及び幼稚園教諭の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。

大阪府教職員互助組合においても、平成18年度に事業主負担金を引き下げました。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

区分	平成19年度			平成20年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
大阪府市町村職員互助会	114,639千円	80,254千円	1:0.7	2:1
枚方市職員共済会	29,930千円		会費のみ	会費のみ
大阪府教職員互助組合	6,209千円	6,547千円	1:1.05	1:1.05

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・平成19年度)

(単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市長部局	40	4
市民病院	16	-
水道局	2	1
市議会事務局	-	-
監査委員事務局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
教育委員会	24	3
計	82	8

Ⅷ 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成19年度)

該当なし

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成19年度)

該当なし

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(平成19年度)

該当なし

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。

IX 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 取組方針の策定の目的

技能労務職員の給与については、類似する民間事業従事者との均衡にも一層の留意が必要であり、国からは各地方公共団体において総合的な点検を実施するよう求められているところです。本市においても、より適正な人事・給与制度の確立を図る観点から、職務の性格・内容を含め本市の技能労務職員が置かれた現状を踏まえたうえで、給与等に関する基本的な考え方や具体的な取組内容を明らかにするなど、総合的な見直しに向けた取組方針の策定を行うものです。

(2) 技能労務職員の給与等の現状

① 技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

※9ページのⅡ-2-(1)-②「技能労務職」に記載しています。

② 職種別・年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全 体	-	-	2	32	79	88	74	45	35	56	136	-	547
うち清掃職員	-	-	1	19	43	35	32	24	16	19	39	-	228
うち学校給食員	-	-	1	4	7	9	8	8	4	13	41	-	95
うち用務員	-	-	-	-	3	3	4	-	3	-	9	-	22
うち自動車運転手	-	-	-	-	1	5	-	-	-	-	3	-	9

③ 技能労務職員数の推移



④ その他給与に関する事項

ア 給料表

給料表については、一般行政職と同じく行政職給料表を適用していますが、平成18年4月に給与構造改革の見直しを実施し、職務・職責に応じた給料表に再編したことにより、上位役職への昇格がない場合にあっては給料額が抑制される給与体系となっています。

イ 手当

扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、住居手当等の各手当をそれぞれの支給基準に応じて対象職員に支給しています。これらのうち特殊勤務手当について技能労務職員に支給されるものの内容は次のとおりです。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	平成19年4月分の支給額
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	1件当たり 1,000円	-
		死体の清拭並びに鼻腔、口腔及び肛門に綿を詰める作業など		-
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	日額 300円	-
		下水処理施設におけるスクリーン清掃作業		-
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	1回当たり 410～ 1,100円	260,640円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	日額 220～650円	18,900円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業		16,900円
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業		-
		深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出勤し行なう作業など		-
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合 例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など	月額 2,000円	42,000円

〔注1〕特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給対象業務の限定及び支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

ウ 昇給基準等

一般行政職員と同様の基準を適用しており、毎年1月1日に4号給(55歳以上の場合には2号給)の昇給を基本としていますが、懲戒処分を受けるなど勤務成績が不良な場合には昇給しないことを含めた抑制措置を行っています。

(3) 基本的な考え方

少子高齢化の進展や景気の先行き不透明感の増大などにより、社会経済状況が一段と厳しくなる中で、本市においてもより効率的・効果的な行政執行体制を確立し、市民サービスの向上に努めていくことが求められています。

こうした中で、人件費の抑制は避けて通ることのできない大きな課題であり、本市においてもアウトソーシングの推進や、PFI事業、指定管理者制度の導入などによる職員数の削減のほか給与制度の見直しにも取り組んでいるところです。このような状況の中で、水道事業などの公営企業職員も含めた技能労務職員の給与水準等についても検討すべき事項であると認識しており、民間企業や他市などの諸状況を踏まえた検証を行うとともに、技能労務職員が一般行政職員と同様に市民サービスの直接的な担い手であることや単に労務的な作業のみに従事するものではなく、一般行政職員と同様の業務にも携わっていることなど、公務職場における技能労務職員の特殊性についても考慮し、給与等のあり方について適切な取り組みを図っていきます。また、あわせて職員のモチベーションの向上や職場の活性化に向けた制度の確保に努めます。

(4) 具体的な取組内容

① 給料表について

給料表については現行給料表を適用することとしますが、他市の状況も注視しながら引き続き職種に応じた給料表の導入に向けた検討を行います。

② 手当について

特殊勤務手当については、平成17年7月に大幅な見直しを行ったところですが、今後も手当支給の対象業務や支給額の検証に努めます。その他の手当につきましても国・府の動向や他の自治体の状況を見極めながら、適切な手当制度の整備を図ります。

③ 総合評価制度について

職務・職責に応じた給与体系を構築する観点から、本市では、平成19年度より総合評価制度の信頼性をより高いものとするため、公平性、客観性、透明性の向上に主眼を置き、職務遂行能力・勤務姿勢を評価する「勤務評価制度」と職務成果・業務実績を評価する「目標管理制度」を2本柱として技能労務職員も含めた総合評価制度の再構築を図りました。

評価基準などについて検証すべき課題があることから、当面は、管理職以外の職員については試行実施とし、昇給等への反映は行っておりませんが、試行結果の検証・検討を重ねる中で課題事項の整理に取り組み、早期の本格実施に努めます。

④ 昇任選考について

平成18年4月に給与構造の見直しを行うことにより、それまでの年功的な給与上昇を抑制し職務・職責に応じた給与体系への転換を図りました。これを機に、技能労務職員も対象とした昇任選考・試験制度の拡大を行ったところですが、今後もやる気と能力のある職員の登用機会を整備するなど、メリハリのある人事・給与制度の確立を図ります。

⑤ 職場の活性化の方策について

いわゆる団塊世代の退職に伴い職員数が減少するとともに高齢化が進展していく状況にあることから、現業職場の活性化や職員のモチベーションの確保などについても一層取り組んでいく必要があります。本市では現業職場の活性化を図る観点から、次のとおり実務研修制度や現業職種間異動制度などを導入しており、今後も実施方法の見直しを含め、より一層の円滑な制度運用に努めます。

ア 実務研修制度の概要

実務研修制度は、技能労務職員が非現業職場において多様な行政事務を経験することにより、日常の業務では身につけることのできない知識を習得し、その視野を広げるための機会として制度化したものです。これらを通じ職員の意識改革を図るとともに、現業職場における今後の業務遂行に役立てることを目的としています。

イ 現業職種間異動制度の概要

現業職種間異動制度の導入は、採用時の職種からの変更がなされないことが一般的となっていた技能労務職員について、他の職種への異動を実施することにより、適正な人員配置と職場の活性化に資するとともに、効率的な業務執行体制の確立を図ることを目的としています。

(5) 民間委託の推進、事務事業の見直し

本市では、技能労務職員の役割、職責や業務全体の将来像に留意しつつ、退職者不補充を含めた職員数削減措置による人件費の抑制を図っています。

また、ごみ収集や学校給食調理をはじめとする業務の民間委託、市営葬儀、保育所の民営化などを実施しています。

今後も事業効果の確保に努めるとともに市民サービス水準の低下を招くことのないよう効率的な行政運営に取り組んでいきます。